

# 学校いじめ防止基本方針

八幡市立男山中学校

## 1 いじめの防止のための対策に関する基本的な方針

### (1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

本校のすべての生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを行わず、また他の生徒に対して行われているいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

### (2) いじめの禁止

生徒はいじめを行ってはならない。

### (3) 学校及び職員の責務

基本理念にのっとり、保護者や地域住民、児童相談所、その他の関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、さらに再発防止に努める責務を有する。

## 2 いじめのとらえ方

### (1) いじめの定義

#### ※文部科学省が示す定義

- 1 一定の人間関係のある者から
- 2 心理的、物理的な攻撃を受けたことにより
- 3 精神的な苦痛を感じているもの
- 4 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行う。
- 5 なお、起こった場所は学校の内外を問わないこととする。

#### <注>※H18年度いじめ調査に関する留意事項より

- ◆ 「いじめられた生徒の立場に立って」とは、いじめられた児童生徒の気持ちを重視することである。
- ◆ 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を示す。
- ◆ 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など、直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものを含む。
- ◆ 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることを意味する。

◆けんか等は除く。

### <いじめの態様>※H24・25年度いじめ調査より

- ◆冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ◆仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ◆軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ◆ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ◆金品をたかられる。
- ◆金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ◆嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ◆パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

### ※いじめ防止対策推進法における定義

- 1 一定の人間関係のある他の児童等が行う
- 2 心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって
- 3 当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

#### <注>「攻撃」→「影響を与える行為」

攻撃…進んで（敵を）攻めること。物理的・心理的と広範囲。

影響を与える…あるものによる働きが他のものまで力を及ぼして変化や反応を起こさせること。

※①「攻撃」という言葉のインパクトで判断しない。

②意識的・無意識的を問わない。

③いじめの傍観者の「黙認」、観衆の「是認」行為を含む。

### (2)いじめに対する基本的な考え方

- 1 いじめは人として絶対に許されない深刻かつ重大な人権侵害行為である。
- 2 いじめはどの子どもにも起こり得る。どの子どもも被害者にも加害者にもなり得る。
- 3 教職員は全力をあげて、いじめから子どもを守る。

### (3)いじめの特徴

- ◆感覚的…「その場の雰囲気」という感覚的な動機で起こるものが多い。
- ◆ゲーム化…ゲーム感覚で行われ、いじめを指摘されても加害者に罪の意識が薄く子どもや保護者までもが非を認めない。
- ◆陰湿化…いじめの方法や手段が巧妙で陰湿化し、長期になればなるほど限度をわきまえなくなる。
- ◆見えにくい…親や教員などの大人に見えにくい場面で行われ、少しでも見られていじめを疑われると巧みにかわす。そのため深刻な事態に発展するまで放置されることが多い。
- ◆集団化…集団で行われ、集団からはみ出す者は誰でもいじめの対象となり得る。また、傍観者層の是認・黙認により、いじめられる者は一層孤立させられる。
- ◆流動化…いじめなければいじめられるという構図で加害者になる。また、いじめの

ターゲットが短期間に次々と変わっていく。

- ◆孤立や重篤化への不安…いじめられていても、「いじめられていない。」と主張し、グループからの孤立やいじめがひどくなるのを避けようとする。
- ◆ネット化…携帯電話・スマートフォン等のメールやブログ、ラインを利用してインターネット上でいじめが行われる。短時間に加害者・傍観者が増加するとともに、大人に気づかれにくい。

### 3 いじめの防止のための対策

#### (1) いじめの未然防止

いじめの未然防止の基本となるのは、生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような集団づくり、学校づくりを行っていくことである。生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが創り出していくことが期待できる。

そのためには、日常的に下記の取組が必要である。

- 1 人権尊重の精神を培う学級経営
- 2 人権尊重の精神を徹底した教員の言動・姿勢
- 3 いじめの防止等に係る教職員の資質向上
- 4 「いじめは重大な人権侵害である」という保護者・地域社会との共通認識
- 5 心の通う対人交流能力の素地を養うための道徳教育及び体験活動等の充実
- 6 いじめ防止に資する生徒の自主的活動の指導と支援

#### (2) いじめの早期発見

日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有することが重要である。

そのためには、下記の取組が必要である。

- 1 日常の観察や二者面談・三者面談等がいじめがないか把握するとともに、年2回のいじめ調査（アンケート+聞き取り）を実施する。
- 2 生徒や保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。
- 3 「おかしいことをおかしいと感じ訴える」風土を学級内や学校内に創る。

#### (3) ネットいじめへの対策

ネット世界では、自分のことを明らかにせず情報を発信できるため、心理的抵抗をあまり感じずにいじめに加担しやすく、悪意が広がりやすいと言える。簡単に加害者にも被害者にもなりやすく、最近ではいじめ行為と次々に提供される情報通信ネットワークサービスが結びついた事例が多発している。

そのため、下記の取組が必要である。

- 1 生徒、保護者を対象として、専門的な知識を有する外部講師を招き、携帯電話教室等を実施するなど、啓発活動を推進する。
- 2 府教育委員会の事業として定期的に情報提供を受けているネット監視を活用

して、ネット上のトラブルの早期発見に努める。

- 3 不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- 4 生徒の生命や身体、又は財産に重大な被害が生じる可能性があるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

## 4 いじめ防止のための措置

(1) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置する。

### <男山中学校いじめ対策委員会>

構成員…校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、特別活動主任、教育相談部長、養護教諭、スクールカウンセラー、まなび・生活アドバイザー（スクールソーシャルワーカー）

活動…①いじめ調査の実施（年間2回の統一アンケート＋聞き取り調査及び年度末の聞き取り調査の立案・計画と集計・分析

②いじめ調査時以外はいじめ事案またはその疑いのある事案の情報収集

③いじめ事案に対する対応（組織的対応の仕方の検討及び実施）

④いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深める指導の検討及び実施

開催…月1回定例開催し、いじめ事案またはその疑いのある事案の発生時には緊急に開催する。

(2) いじめに対する措置

### ★基本的な考え方

- ◆発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ対策委員会」に報告し、組織的に対応する。
- ◆被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、形式的に謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の形成に主眼を置いた指導を行うことが重要である。
- ◆教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、必要に応じて関係機関や専門機関とも連携し、対応に当たる。
- ◆いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- ◆いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援といじめを行った生徒への指導及びその保護者への助言を継続的に行う。
- ◆いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるために、必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、いじめを行った生徒を別室等において学習を行わせる等の措置を講ずる。
- ◆いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ◆いじめを見ていた生徒に対しても自分の問題としてとらえさせる。いじめを止めることができなくても誰かに伝えなければならないこと、はやし立てるなど同調して

いた生徒に対しては、加担行為であることを理解させる。

- ◆犯罪行為として取り扱われるべきいじめ（生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた又は生じる恐れのあるもの）については、八幡市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処し、適切な援助を求める。

### (3) 重大事態への措置

#### ★重大事態とは

いじめにより、生徒の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめにより相当の期間（年間 30 日以上又は一定の期間連続して欠席している場合）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合

- ◆重大事態が発生した旨を、八幡市教育委員会を通じて八幡市長に速やかに報告する。
- ◆八幡市教育委員会と協議のうえ、当該事態に対処する組織（八幡市教育委員会職員・校長・教頭・生徒指導主任・S S W等）を設置する。
- ◆上記組織における検討を経て、学校のいじめ対策委員会において事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ◆上記調査結果については、いじめを受けた生徒及び保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。
- ◆解決に当たっては、教育委員会の指示・指導のもと、必要に応じて警察、心理や福祉の専門家、弁護士、医師などの参加を得ながら対応し、より実効的な解決に当たる。

## 5 その他の留意事項

- (1) いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等を評価項目に加え、適正に評価が行われるようにする。
- (2) 学校の指導方針等について、地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校だよりなどを通じて、家庭との緊密な連携を図る。より多くの大人が子どもの悩みや相談、S O Sを受け止めることができるようにするため、学校と家庭・地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。